

神奈川県中小企業制度融資の一覧表

平成23年4月1日現在

資金区分	融 資 対 象 (詳細は県にご確認ください)		融 資 条 件 等						備 考				
			資金用途	融資限度額	融資利率(注1) (原則固定金利)	融資(据置き)期間(注2) <原則割賦返済>	担保	信用保証					
中小企業者等の方全般	事業振興資金	1	中小企業者、協同組合等 (事業実績が1年未満でも融資対象となります。)	運転・設備	2億円	保証付き 2.6%以内 又は変動金利	設備資金：1年超10年以内 運転資金：1年超7年以内 (据置き6ヵ月以内を含む。)	必要に応じて	金融機関の任意	1	変動金利は取扱金融機関の短期プライムレートに0.8%を加えた金利以内となります。		
	保証なし 4.5%以内					1年以内 一括返済も可						2	
	流動資産担保融資			3	2億5,000万円		1.6%以内	1年以内 根保証：約定弁済又は随時弁済 個別保証：一括返済	必要	必要	3		担保は売掛債権又は棚卸資産となります。
小規模の事業を営む方	小規模事業資金	4	ア 従業員数30人(商業・サービス業の場合は10人)以下の会社又は個人事業者 イ 従業員数30人以下の医業を主たる事業とする法人、従業員数10人以下の医業を事業とする個人事業者 クイックつなぎ融資 無担保クイック保証融資 (特別小口)	運転・設備	2,500万円	1年超	2.3%以内	1年超7年以内 (据置き6ヵ月以内を含む。)	原則不要	必要	4	クイックつなぎ融資及び無担保クイック保証融資は、通常の融資よりも、スピーディな融資実行が可能です。 ただし、県信用保証協会の保証付き融資を初めてご利用の場合は、審査に時間を要することがあります。 クイックつなぎ融資は、受注見合や季節資金などの短期資金に特化した融資です。	
	5	1年以内				金融機関 所低金利	1年以内 一括返済も可						5
	6	1年超7年以内				2.3%以内	1年超7年以内 (据置き6ヵ月以内を含む。)						6
	7	1年超7年以内				2.3%以内	1年超7年以内 (据置き6ヵ月以内を含む。)						7
	分煙設備等整備融資	8	上記のア又はイに該当し、小規模事業資金(分煙設備等整備融資)等の対象施設認定要領に定める分煙の措置や喫煙所の設置を行う方	設備		2.1%以内	◆利子補給制度があります。 (2.1%の場合、1.05%)	1年超5年以内 (据置き1年以内を含む。)	原則不要		8	事前に県による対象施設の認定が必要です。	
	小口零細企業保証資金	9	ア 従業員数20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の会社又は個人事業者 イ 従業員数20人以下の医業を主たる事業とする法人 ウ 中小企業信用保険法第2条第2項第2号から第4号までに該当する協同組合等	運転・設備	既存の保証協会の保証付き融資残高との合計で、 1,250万円	1年以内 1年超5年以内 5年超7年以内	1.4%以内 1.9%以内 2.1%以内	7年以内 (据置き6ヵ月以内を含む。) 1年以内の場合は一括返済も可	原則不要	必要	9	全国統一保証制度の「小口零細企業保証制度」の対象です。	
	不況等の影響を受けている方	経営安定融資	10	ア 県指定の倒産企業に対して、売掛金債権等を持つ方 イ 取引先の事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により影響を受けている方	運転・設備	8,000万円	2.2%以内	1年超7年以内 (据置き1年以内を含む。)	必要に応じて	必要	10	「県指定の倒産企業」とは、負債総額が1,000万円以上ある倒産企業に対し、県内中小企業者等が50万円以上の売掛金債権等を持っている場合に、当該中小企業等からの届出に基づき、県で指定をするものです。 「特別小口」の利用条件 従業員数20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の個人事業者で、次の残高要件と納税要件を満たす必要があります。 特別小口保険以外の保険を用いた信用保証付き融資残高がないこと。 最近1年間に納期の到来した所得税、事業税又は住民税の所得割のいずれかに税額があり、これらの税額を完納していること。	
							別枠 8,000万円						1年超5年以内 5年超7年以内
景気対策特別融資		11	セーフティネット 5号 (セーフティ別枠)	国の指定業種の対象となる方	ただし、10のアの場合は、運転資金のみ	1,250万円	2.2%以内	1年超10年以内 (据置き1年以内を含む。)	必要に応じて	不要	11		
							1年超2年以内 2年超5年以内 5年超10年以内					1.4%以内 1.6%以内 1.8%以内	
12	(一般枠)	最近3か月又は6か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している方	運転・設備	8,000万円	2.0%以内	1年超7年以内 (据置き1年以内を含む。)	必要に応じて		12	セーフティネットの認定事務は市町村で行います。詳細については、法人の場合は登記簿上の本店、個人の場合は主たる事業所の所在する市町村にお尋ねください。			

(注1) 融資利率については、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。  
(注2) 据置き期間とは、融資実行当初に元金の返済が猶予される期間のことです。この間も利息の支払いは必要です。

連帯保証人について

法人の代表者は連帯保証人となり、それ以外の連帯保証人は原則不要です。  
(流動資産担保融資においては、法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。)  
(特別小口においては、連帯保証人は不要です。)

信用保証について

- 県中小企業制度融資は、一部の資金を除き、神奈川県信用保証協会の信用保証を付けることを要件としています。
- 「神奈川県信用保証協会」とは...  
中小企業者等が金融機関から借入れを行う際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業者等の金融の円滑化を図る公的機関です。
- 信用保証付きの融資を受ける手続  
取扱金融機関に融資を申し込むと、申込金融機関から県信用保証協会に信用保証の申込が行われます。その後、県信用保証協会が審査を行い、保証が承諾されると、金融機関に信用保証書が交付され、融資が実行されます。

- 信用保証料  
信用保証を付けるには、県信用保証協会の定めた信用保証料が必要です。  
信用保証料は、県信用保証協会又は金融機関を通じて概算額を問い合わせることが可能です。  
(県では信用保証料の算出は行っておりません。)

信用保証制度の詳細については、県信用保証協会(8ページの各部所)にお問い合わせになるが、  
県信用保証協会のホームページをご覧ください。

神奈川県信用保証協会ホームページ <http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

資金区分	融 資 対 象 (詳細は県にご確認ください)	融 資 条 件 等					備 考				
		資金用途	融資限度額	融資利率(注1) (固定金利)	融資(据置き)期間(注2) <原則割賦返済>	担保		信用保証			
創業する方・独自の技術等を持つ方	企業化支援資金	13	ア 現在、事業を行っていない創業前の個人で、次のいずれかに該当する方 1 か月以内に新たに中小企業者として個人事業を開業予定の方 2 か月以内に新たに中小企業者として法人事業を開業予定の方 イ 創業してから1年未満の中小企業者 ウ 上記イのうち、次のいずれかに該当する方 同一企業に継続して3年以上勤務し、当該企業と同一業種の事業で創業 同一業種に通算して5年以上勤務し、当該業種と同一の業種の事業で創業 大学、短大、高等職業技術校等の専門教育機関において修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務し、これと密接に関連した業種の事業で創業 法律に基づく資格により創業、チャレンジショップ認定事業者	1,500万円 (アは原則自己資金と同額を限度とする。) ウの場合は上記とは別途 2,000万円 うち、運転資金は1,000万円	2.1%以内	設備資金：1年超10年以内 運転資金：1年超7年以内 (据置き1年以内を含む。)	不要	必要	13	所定の事業計画書の作成が必要です。  創業したもものとして認められるためには、税務官署に「事業開始届」を提出し、客観的に事業に着手しており、許可を要する事業にあっては、原則として当該許可を取得していることが必要です。	
	スタートアップ融資	14	ア 特許、実用新案等又は独自の技術・ノウハウを有する小規模事業者で創業から1年以上5年未満の方(1) イ (財) 神奈川産業振興センターが実施する次の事業で一定以上の評価を得て、理事長の確認を受けた方 ビジネス可能性評価事業、 かながわビジネスオーディション、インキュベータ入居企業成長支援事業 ウ 創造的新技术研究開発計画の県の認定を受けた事業を行う中小企業者等(2) エ 「かながわスタンダード」として県の認定を受けた事業を行う中小企業者(2) オ 「次世代を担うかながわベンチャー」として県の認定を受けた事業を行う中小企業者(2)	8,000万円	◆オの場合、融資当初3年間は、利子補給制度があります。 (2.1%の場合、0.9%)	設備資金：1年超10年以内 運転資金：1年超7年以内 (据置き1年以内を含む。)	原則不要	必要	14	1 所定の事業計画書の作成が必要です。 2 県が発行する認定書の写しが必要(エ、オについては、個人及び協同組合は認定を受けることができません。)  「小規模事業者」の定義 従業員数30人(商業・サービス業の場合は10人)以下の会社又は個人事業者 従業員数30人以下の医業を主たる事業とする法人、従業員数10人以下の医業を事業とする個人事業者	
新たな取組みをする既存中小企業者等の方	新たな事業展開対策	15	ア 事業の多角化等に要する資金(2) イ 中小企業新事業活動促進法、企業立地促進法若しくは産活法に基づく県の承認等又は中小企業経営承継円滑化法若しくは地域商店街活性化法に基づく国の認定を受けた計画に要する資金(1,2,3) ウ ISO9000シリーズの導入に要する資金(2) エ 緊急時企業存続計画(BCP)の策定及びBCPに基づく対策に要する資金(BCPの投資計画に計上されている資金に限る。)(2)	8,000万円				必要	15	1 事前に県又は国の認定等が必要です。 2 所定の事業計画書の作成が必要です。 3 県又は国の認定を取得した場合、信用保証の別枠が利用できます。	
	地域環境保全対策	16	オ 低公害車の購入等に要する資金(1) カ 土壌汚染対策法に基づく調査又は浄化対策に要する資金(1,3) キ 環境マネジメントシステム(ISO14001、エコステージ、エコアクション21、KES)の認証を取得してから3年以内の方の事業に要する資金 ク ISO14000シリーズの導入に要する資金(1) ケ 産業廃棄物処理施設の整備に要する資金(1)	ただし、コ、サの場合は、設備資金に限る。 ただし、ケは2億円 チは、2億8,000万円	2.1%以内	設備資金 1年超10年以内 運転資金 1年超7年以内 (据置き1年以内を含む。)	必要に応じて	金融機関の任意	16		
	地球温暖化対策	17	コ 神奈川県地球温暖化対策推進条例を踏まえたCO <sub>2</sub> の削減に資する対策のために設備等の導入に要する資金(1) サ 電気自動車(EV)等を事業所や工場に導入するために要する資金(2) シ 新エネルギー等の研究開発に関する施設・設備の導入に要する資金(2)		◆ケの場合、利子補給制度があります。 (2.1%の場合、1.9%)				必要	17	
	商店街活性化対策	18	ス 商店街区域における事業活動の多角化等に要する資金(2) セ 商店街区域に新規に進出するために要する資金(県外からの進出も可)(2)							18	
	観光振興対策	19	ソ 神奈川県観光振興条例を踏まえた、観光魅力の向上に資する施設・設備の整備・改修や、観光における新たな事業展開等に要する資金(1)						必要	19	
	子育て支援対策	20	タ 神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく県の認定を取得してから3年以内の方の事業に要する資金(1)							20	
	産業集積関連特別融資	21	チ 事業費が8,000万円を超える施設や設備の新設・更新を行うための資金(2)						金融機関の任意	21	
	雇用対策特別融資	22	ツ 最近6か月以内に、事業の拡充等に伴い、新たに従業員を雇い入れた方(2,3,4) テ 「障害者の雇用の促進に関する法律」における障害者雇用率を超えている方が、既に雇用している障害者を引き続き雇用するために必要な事業資金(2,3,4)		2.1%以内 ただし、優遇される場合あり(4)				必要	22	※4 次の要件を満たせば融資利率が1.8%以内に優遇されます。  (1) ツの場合で、新たに従業員を2名以上雇い入れた場合(ただし、退職補充等は除く) (2) テの場合で、「かながわ障害者雇用優良企業(Kマーク)」の認証を受けた場合
	輸出入をする方	輸出入促進資金	23	貿易関連業者(輸出入商社又は輸出品製造業者)又は直接輸入業務を行う卸・小売業を営む中小企業者等が輸出入に要する資金	5,000万円	1.5%以内	6か月以内 一括返済も可	必要に応じて	金融機関の任意	23	

(注1) 融資利率については、市中金利の動向により年度途中において改定する場合があります。

(注2) 据置き期間とは、融資実行当初に元金の返済が猶予される期間のことです。この間も利息の支払いは必要です。